



「金融経済講演会 in 大分」を開催します

大分市ならびに大分県金融広報委員会では、下記のとおり、2023年1月21日（土）に「金融経済講演会」を開催いたします。皆さまのご来場をお待ちしております。

金融経済講演会 in 大分

（主催：大分市、大分県金融広報委員会、共催：大分県、日本銀行大分支店、九州財務局大分財務事務所、後援：金融広報中央委員会）

日時 2023年1月21日（土）14:00～15:30

場所 J:COM ホルトホール大分3F大会議室（大分市金池南1丁目5-1）

講師 弁護士 紀藤 正樹 氏

テーマ 悪質商法の手口と撃退方法

～新成人から高齢者まで 皆さんに聞いてほしい 消費者トラブルのはなし～

募集定員 200名（先着順、参加費無料）

申込方法 右記のQRコードからお申し込みください。

その他、大分県金融広報委員会ホームページ（「知るぽると大分」で検索）掲載の講演会チラシ内「参加申込書」でもお申し込み可能です（参加申込書の送付先は同チラシに記載）。

申込期間 2022年12月1日（木）～2023年1月13日（金）



多重債務相談窓口のご案内

返せない借金などでお困りではありませんか？

相談窓口電話番号
097-532-7188

大分財務事務所多重債務相談窓口では、借金の返済などの悩みについて、専門の相談員がお話を伺い、解決に向けてアドバイスや情報提供を行っています。

また必要に応じて、弁護士・司法書士等の専門家におつなぎします。

相談は無料です。お気軽にご相談ください。（電話相談又は面談のいずれも可）

※面談を希望される場合は、事前の予約をお願いします。

※秘密は厳守いたします。



九州財務局大分財務事務所 大分市新川町2丁目1番36号（大分合同庁舎3階）

高校生・新成人向け冊子のご紹介

金融広報中央委員会（事務局：日本銀行情報サービス局内）では様々な刊行物を発行しております。今回はその中で、高校生や新成人に読んでいただきたい2冊をご紹介します。1冊目は「18歳までに学ぶ契約の知恵」です。「契約」とは何か、守ってくれる法律やトラブルにあった場合どうすれば良いかなどを掲載しています。2冊目は「新成人のための人生とお金の知恵」です。生活設計、資産形成の方法などを掲載しています。

刊行物は金融広報中央委員会ホームページ（知るぽると）内「広報誌・刊行物」でご覧いただけます（<https://www.shiruporuto.jp/public/data/magazine/>）。

また、当該冊子等を教材にした「金融教育」出前講座も行っております。金融教育に興味・関心のある方は、大分県金融広報委員会事務局までご相談ください。



知っとく！知るぽると情報

当委員会の金融広報アドバイザーが、皆様に“知っておいてもらいたい情報”を提供します。

年収の壁にご用心

「103万円」「106万円」「130万円」・・・パート勤務の方で、これらの年収の壁を意識しながら働いている方も多いかと思います。改めてどう違うのか？確認しておきましょう。



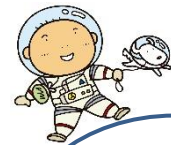
<年収の壁（ここでは便宜上、夫は会社員、妻がパート勤務と設定）>

収入	影響
100万円 (税金の壁)	<ul style="list-style-type: none"> ●収入が100万円を超えると妻に住民税がかかる ●夫の勤務先からの配偶者手当がなくなる可能性がある(勤務先による)
103万円 (税金の壁)	<ul style="list-style-type: none"> ●収入が103万円を超えると妻に所得税がかかる ●夫の勤務先からの配偶者手当がなくなる可能性がある(勤務先による)
106万円 (社会保険の壁)	<ul style="list-style-type: none"> ●収入が106万円を超えると夫の扶養から外れ、妻が社会保険に加入しなければならない可能性がでてくる(※1) ●夫の勤務先からの配偶者手当がなくなる可能性がある(勤務先による)
130万円 (60歳以上は180万円) (社会保険の壁)	<ul style="list-style-type: none"> ●収入が130万円(60歳以上は180万円)を超えると夫の扶養から外れ、妻が社会保険に加入しなければならない ●夫の勤務先からの配偶者手当がなくなる可能性がある(勤務先による)
150万円 (税金の壁)	<ul style="list-style-type: none"> ●収入が150万円を超えると、夫の配偶者特別控除の額が収入に応じて減少していく(201.6万円まで控除0円)

(※1)についてですが、2022年10月から適用範囲が広がりました。下記要件をすべて満たす場合は、夫の扶養から外れて、妻が社会保険に加入しなければなりません。

<106万円の壁の対象>

	～2022年9月まで	2022年10月～2024年9月
勤務先の従業員数	501人以上	101人以上
1ヶ月あたりの賃金	8.8万円以上(年収106万円以上)	
1週間あたりの労働時間	20時間以上	
勤務期間の見込み	1年以上	2ヶ月超
学生かどうか	学生ではない	



2024年10月
から従業員数が
51人以上となる

「1ヶ月の賃金が8.8万円以上って残業手当や通勤手当は含まれる？」

残業手当や通勤手当は含まれません。この「106万円の壁」の8.8万円は、**雇用契約書で判断されます**。雇用契約書には、労働時間・日数・時給などが記載されていますので、それをもとに計算されます。ただし、長期的に残業が続き、常に8.8万円以上の収入を得ている、そして他の要件を満たしているのであれば、社会保険に加入しなければならない場合があります。不安な方は、最寄りの年金事務所へ相談してみるとよいでしょう。

<ご参考> 収入	100万円	103万円	106万円	130万円	150万円
●残業手当	含む	含む	含まない(雇用契約書で判断)	含む	含む
●(別途支給の)通勤手当	含まない	含まない	含まない(雇用契約書で判断)	含む	含まない

<金融広報アドバイザー 若松 亜希子>

無料で講師を派遣します

大分県金融広報委員会では、地域やPTA等での講習会に講師を派遣しています。金融広報アドバイザーが公正中立な立場で金融知識を提供します。講師派遣のご相談は下記事務局までご連絡ください。

大分県金融広報委員会

【事務局】大分市長浜町2-13-20

日本銀行大分支店内

TEL. 097-533-9116

FAX. 097-538-7085

知るぽると

大分県金融広報委員会

<http://www.money-oita.com>

